

低炭素建築物新築等計画 認定申請手数料 〈新潟県〉(令和4年10月1日～適用)

1. 算定方法

建物用途	申請範囲	算定方法
一戸建ての住宅	棟認定	表1
共同住宅等	棟認定	表1+表2
非住宅建築物	工場等	表2
	上記以外の用途	表3
複合建築物	棟認定	表1+表2+表3 (工場等の部分は表2)
	住宅部分認定	表1
	非住宅部分認定	表3(工場等の部分は表2)

○複合建築物の算定例



2. 手数料一覧表

○表1 住宅又は住戸の部分		法第53条第1項 〈認定申請〉	法第55条第1項 〈変更申請〉
■一戸建て住宅	1件につき	5,700円	2,900円
■共同住宅等(共同住宅、長屋、一戸建て住宅以外の住宅)			
申請戸数が1戸	1件につき	5,700円	2,900円
申請戸数が2戸以上5戸以下	1件につき	12,400円	6,200円
申請戸数が6戸以上10戸以下	1件につき	18,400円	9,200円
申請戸数が11戸以上25戸以下	1件につき	28,000円	14,000円
申請戸数が26戸以上50戸以下	1件につき	44,300円	22,200円
申請戸数が51戸以上100戸以下	1件につき	76,200円	38,100円
申請戸数が101戸以上200戸以下	1件につき	118,300円	59,200円
申請戸数が201戸以上300戸以下	1件につき	148,400円	74,200円
申請戸数が301戸以上	1件につき	158,000円	79,000円

○表2 住宅又は住戸の部分以外の建築物のうち、熱損失審査を要さない部分(共同住宅の共用部分、非住宅のうち工場等の部分)		法第53条第1項 〈認定申請〉	法第55条第1項 〈変更申請〉
当該床面積の合計が300m ² 以内のもの	1件につき	10,300円	5,200円
当該床面積の合計が300m ² を超え2,000m ² 以内のもの	1件につき	27,600円	13,800円
当該床面積の合計が2,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの	1件につき	75,700円	37,900円
当該床面積の合計が5,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	1件につき	117,800円	58,900円
当該床面積の合計が10,000m ² を超え25,000m ² 以内のもの	1件につき	147,900円	74,000円
当該床面積の合計が25,000m ² を超えるもの	1件につき	184,000円	92,000円

○表3 住宅又は住戸の部分以外の建築物のうち、熱損失審査を要する部分(表2以外の非住宅)		法第53条第1項 〈認定申請〉	法第55条第1項 〈変更申請〉
当該床面積の合計が300m ² 以内のもの	1件につき	10,300円	5,200円
当該床面積の合計が300m ² を超え2,000m ² 以内のもの	1件につき	27,600円	13,800円
当該床面積の合計が2,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの	1件につき	75,700円	37,900円
当該床面積の合計が5,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	1件につき	117,800円	58,900円
当該床面積の合計が10,000m ² を超え25,000m ² 以内のもの	1件につき	147,900円	74,000円
当該床面積の合計が25,000m ² を超えるもの	1件につき	184,000円	92,000円

3. 確認申請を同時に申請する場合【法第54条第2項(法第55条第2項を含む。)]

低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料額と同時に申請する建築物等の種類により以下の手数料の額を加える。

- 建築物: 新潟県建築基準条例第23条第1項に掲げる手数料の額
- 昇降機: 新潟県建築基準条例第24条第1項に掲げる手数料の額